

法人 IOI 倶楽部 NEWS

編集・発行 法人 IOI 倶楽部 (あいおい損保)

平均賃金の計算方法について

—平均賃金算出の実務—

労働基準法第 12 条で定められている平均賃金とは、給料の相場という意味ではなく、労働基準法で定められている以下の手当等を算定する場合に基準となる賃金のことを意味します。

- ①労働者を解雇する場合の解雇予告手当
- ②使用者の責めに帰すべき休業の場合に支払われる休業手当
- ③年次有給休暇の日について支払われる賃金
- ④労働者が業務上負傷もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償（休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料、打切補償および分割補償）
- ⑤減給の制裁の制限額
- ⑥じん肺法 22 条による転換手当（今回は、説明省略）

上記の手当、補償等に関する規定の趣旨は、いずれも労働者の生活を保障しようとするものであり、これらの計算の基準となる平均賃金は、労働者の通常の生活賃金をありのままに算定することがその根本となっています。このような考え方に基づき、平均賃金は原則、算定事由の発生した日以前 3 か月間に、その労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数（歴日数）で除してこれを算出します。

しかし、その期間中に自己都合による休業（欠勤）等のため賃金が極端に少なくなった場合やその期間中に賞与等が支払われたため賃金の総額が多くなった場合等、通常的生活賃金からかけ離れたものとなる場合も想定されるので、いろいろな算定方法が定められています。また、算定し難い場合には、厚生労働大臣がこれを定めることとされています。

それではこれから平均賃金の原則的な算定方法について見ていきます。紙面の関係で、ここでは項目のみとし、詳細については別添資料をご覧ください。

1. 平均賃金の原則的な算定方法

- (1) 算定すべき事由の発生した日
- (2) 賃金締切日がある場合の算定期間と起算日
- (3) 総日数とは
- (4) 雇入れ後 3 か月未満の場合

2. 平均賃金算定の基礎となる賃金

- (1) 支払われた賃金の総額
- (2) 算定基礎となる賃金の範囲
- (3) 除外する賃金

3. 平均賃金の端数の取り扱い

- (1) 平均賃金の日額算出時の端数処理方法
- (2) 解雇手当、休業手当算出時の端数処理方法
- (3) 労災保険の各給付の算出時の端数処理方法

4. 平均賃金の最低保障

- (1) 賃金が日給制、時間給制等の場合
- (2) その他の特殊な場合

5. 常用労働者の特例

- (1) 試用期間中の特例
- (2) 除外期間が 3 か月以上にわたる場合の特例
- (3) 雇入れ当日の平均賃金の推算

6. 日雇労働者の平均賃金